

# 一般社団法人松阪市観光協会委員会規則

## (目的)

第1条 この規則は、一般社団法人松阪市観光協会（以下「本協会」という。）定款第6章40条（委員会）定める規定に基づき、委員会の設置について必要な事項を定め、委員会の健全な運営を図ることを目的とする。

## (委員会の名称・組織)

第2条 本協会に、次の委員会を置く。本協会の事業の円滑な運営を図るため、必要があると認める時は、理事会の議決を経て、委員会を設置することができる。

(1) 誘客広報委員会

(2) まつり委員会

2 誘客広報委員会は、観光客の誘致促進、特産品・物産品の振興、観光関連機関及び団体との連携、観光情報の収集及び発信を行い、また事業計画を実行する機関となる。

3 まつり委員会は、宣長まつり、松阪祇園まつり、氏郷まつり、初午まつりの運営、支援をし、交流人口の拡大、松阪市の知名度の向上による経済的な発展に貢献し、また事業計画を実行する機関となる。

## (委員の入会)

第3条 本協会の正会員、名誉会員の中で、委員会の委員になろうとする者は、入会申込書を事務局に提出し、理事会の同意を得て、会長が委嘱する。また、委員の人数の上限は特に定めない。

## (委員の退会)

第4条 委員は、退会をしようとするときは、委員長に退会届を提出し、任意に退会することができる。

## (委員長の選出)

第5条 委員会に、委員長1名、副委員長若干名を置く。

2 委員長は、理事の中から互選し、本協会の理事会が同意し、会長が委嘱する。

3 副委員長は、委員の中から互選し、委員長が指名し、委員会が承認する。

## (委員長の職務)

第6条 委員長は委員会を代表し、委員長に事故あるとき又は、委員長が欠けたときは、

委員長があらかじめ指定した副委員長が、その職務を代理する。

(委員長、副委員長及び委員の任期)

第7条 委員長、副委員長及び委員の任期は、本協会の役員の任期と同じく2年とし、改選時期も役員のそれと同じとする。

- 2 団体より選出された委員について、団体内部の事情による、異動があったときは、その後任者が新委員として、その任務を引継ぐことができる。

(会議)

第8条 委員会は、必要に応じて、委員長が招集する。

- 2 委員会の議長は、委員長が務める。議長は必要に応じ発言する事が出来る。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。
- 4 会議への出席は、選出された委員1名とする。

(事務局)

第9条 委員会の事務処理は本協会の事務局が担当する。

- 2 議事録については、書面をもって事務局が作成する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営について、必要な事項は委員長が決めることができる。

附 則

この規則は平成24年8月25日から施行する。

附 則

この規則は平成28年5月23日より改定する。